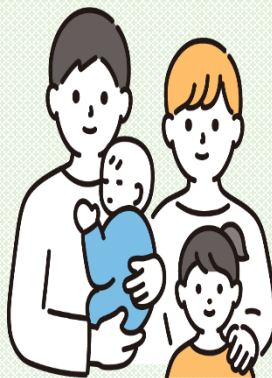


福岡県

小児慢性特定疾病児童等

レスパイト 支援事業

一人で頑張りすぎて
いませんか？



福岡県では、在宅で療養中のお子さまが日常的に医療的ケアを必要とされている場合、介護されているご家族の休養等で在宅療養が困難となった際に、お子さまを一時的に医療機関に入院できるよう支援します。

対象となる方

対象患児は、小児慢性特定疾病医療受給者証を持ち、次に掲げる要件を全て満たす方とします。

- (1) 福岡県に住所を有する児童等
- (2) 医療受給者証において人工呼吸器等装着認定を受けている児童等または、医療受給者証において重症患者認定を受け、かつ、次のいずれかの状態にある児童等
 - ア 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している
 - イ 気管切開を行っている
 - ウ 常時頻回の喀痰吸引を実施している(概ね1日に8回以上)
- (3) 介護者の疾病や疲労、またはきょうだい児の看護や学校行事等により、必要な療養上の介護等が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある児童等。

利用できる日数

- ◇ 福岡県が承認した期間内で14日間を限度に利用することができます。
- ◇ 承認期間内で延べ14日以内であれば、入院回数に制限はありません。

利用者負担

原則、本事業の利用に関する費用は無料。ただし、以下の場合には、利用者の負担が生じます。

- ◇ 保険診療が発生した場合は、医療保険の自己負担額分
- ◇ 医療機関までの移送費用や保険適用外の費用(差額ベット代等)等(全額自己負担となります。)

裏面もご確認ください。

留 意 点

- ◇ 福岡県と契約した医療機関へ一時入院することができますが、安全な一時入院の実施のため、原則、お子さまを普段から診ていただいているかかりつけの医療機関での一時入院を行うものとしております。
- ◇ お子さまの病状や医療機関の空きベッドの状況等によっては、入院できないことがあります。
- ◇ 受け入れ医療機関の医療・看護体制での入院となりますので、ご自宅と同等の介護・療養環境を整備することは困難ですのであらかじめご了承ください。

利 用 方 法

事前登録が必要です。

1. 事前登録の申請

利用を希望する場合は、事前に下記の申請窓口で利用登録の申し込みを行って下さい。

申請書については、下記窓口に準備しております。

2. 申請時に必要なもの

◇ 小児慢性特定疾病医療受給者証

※ 表面の「対象となる方」の(2)ア、イについて確認するために、診断書等が必要となる場合があります。

<申請窓口> 各保健福祉(環境)事務所で受け付けます。

保健福祉(環境)事務所	電話番号	所在地
筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5583	大野城市白木原3丁目5-25
粕屋保健福祉事務所	092-939-1534	糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26
糸島保健福祉事務所	092-322-1439	糸島市浦志2丁目3-1
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-2366	宗像市東郷1丁目2-1
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4815	飯塚市新立岩8-1
田川保健福祉事務所	0947-42-9345	田川市伊田3292-2
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-3964	朝倉市甘木2014-1
南筑後保健福祉環境事務所	0944-69-5405	柳川市三橋町今古賀8-1
京築保健福祉環境事務所	0930-23-2690	行橋市中央1丁目2-1

○小児慢性特定疾病児童等自立支援員について

「かかりつけ病院」での一時入院が困難な場合、必要に応じ、相談員(小児慢性特定疾病児童等自立支援員)が病院との調整等のお手伝いをします。

小児慢性特定疾病児童等自立支援員は、下記の「福岡県難病相談支援センター」に相談窓口を開設しています。病気や日常生活の悩みなど、各種相談も受け付けています。お気軽にご相談ください。

福岡県難病相談支援センター

〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1九州大学病院 北棟2階

TEL: 092-643-8292 FAX: 092-643-1389

メール: kodomo@fnanbyou-c.org

受付時間 9:00~16:00 ※土・日・祭日を除く



ホームページ

